

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

（個人情報取扱い規定等の遵守）

- 第1条 本特記仕様書は、西宮市（以下「甲」という。）の高齢者医療保険課が所管する契約において、個人情報（契約の履行に際し、受託者（以下「乙」という。）が直接又は間接に入手し、又は知り得た個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いが必要となる場合、乙が遵守すべき共通事項を定めるものとする。
- 2 各契約の仕様書において、本特記仕様書と異なる内容の記載がある場合は、各契約の仕様書を優先する。
- 3 乙は、個人情報の取扱いに当たり、個人情報保護法等の関係法令、本特記仕様書及び各契約の仕様書（契約書に一般仕様書、共通仕様書等がある場合はこれを含む。以下同じ。）で定めた個人情報の取扱いに関する事項（以下「個人情報取扱い規定等」という。）を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

- 第2条 乙は、個人情報の安全管理ができる体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

- 第3条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めるものとし、書面（様式第1号）にて、甲に報告しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、業務責任者（西宮市業務委託契約書に規定する業務責任者をいう。）を定めた契約にあつては当該業務責任者を作業責任者とする。
- 3 作業責任者は作業従事者を監督し、個人情報取扱い規定等を遵守させなければならない。
- 4 第1項の書面には、第4条に規定する作業場所を記入しなければならない。
- 5 乙は、第1項の規定により提出した書面の記載事項に変更の必要が生じたときは、遅延なく甲に変更届（様式第2号）を提出しなければならない。
- 6 第1項及び前項の書面の提出先は、西宮市高齢者医療保険課とする。

（作業場所の特定）

- 第4条 乙は、甲の施設内又は乙の施設内において業務を実施するものとし、いずれにおいて執行するかについては業務の着手前に甲乙協議のうえ定めるものとする。ただし、各契約の仕様書において定めがある場合はこれに従う。
- 2 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（教育の実施）

- 第5条 乙は、教育又は研修その他の実施により、作業従事者に対する個人情報保護に対する意

識の向上に努めなければならない。

(守秘義務)

第6条 乙は、個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(再委託する場合の措置)

第7条 再委託を可とする契約において、乙が個人情報を取り扱う業務の一部を第三者へ委託(業務委託以外の契約である場合を含む。以下「再委託」という。)をする場合は、再委託先(再委託先が子会社である場合を含む。以下同じ。)の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明記した書面(様式第3号)により再委託する旨を甲に申請し、事前に甲の承認を得なければならない。

2 前項の規定に基づき再委託が承認された場合、乙は、再委託先に個人情報取扱い規定等を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の行為及びその結果に対する責任を負うものとする。

3 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理・監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

4 乙は、再委託先の個人情報の取扱いの状況を管理・監督をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に個人情報を取扱う業務を行わせる場合は、派遣労働契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するなどにより、正社員以外の労働者に個人情報取扱い規定等を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の行為及びその結果に対する責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 乙は、個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

(3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

(5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

(6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアッ

ブの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

(7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(8) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

(10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第10条 乙は、個人情報について目的外の利用をしてはならない。

2 乙は、個人情報を甲に無断で第三者へ提供してはならない。ただし、第7条第1項の規定により事前に甲の承認を得て、再委託先に提供する場合はこの限りでない。

（受渡し）

第11条 甲乙間の個人情報の受渡し方法については、業務の着手前に甲乙協議のうえ定めるものとする。ただし、各契約の仕様書において定めがある場合はこれに従う。

2 乙は、甲が個人情報の預り証の提出を求めた場合は、これに応じなければならない。

（個人情報の返還又は廃棄）

第12条 乙は、契約の終了時に、個人情報を各契約の仕様書で定めた方法により、返還又は廃棄しなければならない。各契約の仕様書に定めがない場合は、甲乙協議のうえ、その方法を定めるものとする。

2 乙は、個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を記載した書面（様式第4号）により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面（様式第5号）により甲に対して報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第13条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況（再委託先に関するものを含む。）について報告を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めておくものと

する。

(監査及び検査)

第 14 条 甲は、個人情報の取扱いについて、個人情報取扱い規定等を遵守するために必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報の提供を求めることができる。

(事故時の対応)

第 15 条 乙は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止等の措置を迅速かつ適切に実施するための緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第 16 条 甲は、乙が個人情報取扱い規定等に係る義務を履行しない場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、乙の当該義務の不履行が、民法の催告によらない解除の規定に該当すると認められる場合にあっては、直ちにこの契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 17 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が個人情報取扱い規定等に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害が発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(解釈)

第 18 条 本特記仕様書について解釈の疑義その他不明な事案が発生したときは、甲乙協議のうえ、関係法令等の趣旨に則り解決するものとする。

作業責任者等選任及び作業場所選定報告書兼誓約書

西宮市長 様

所在地

商号又は名称

代表者又は受任者職氏名

印

下記のとおり個人情報の取扱いに係る作業責任者、作業従事者及び作業場所を定めましたので、個人情報の取扱いに関する特記仕様書第 3 条に基づき報告します。また、個人情報の取扱いに当たり、個人情報保護法等の関係法令、本特記仕様書及び各契約の仕様書で定めた個人情報の取扱いに関する事項を自ら遵守するとともに、下記の作業責任者及び作業従事者にも遵守させることを誓約します。

記

契約件名			
作業責任者職氏名			
作業従事者			
作業場所			

※ 各記載項目で必要があれば、別紙を添付すること。

※ 業務責任者を定めた契約の場合は、当該業務責任者を作業責任者とする事。

作業責任者等選任及び作業場所選定報告書記載事項変更届兼誓約書

西宮市長 様

所在地

商号又は名称

代表者又は受任者職氏名

印

前回提出した作業責任者等選任及び作業場所選定報告書の記載内容を下記のとおり変更する必要がある生じたので、個人情報の取扱いに関する特記仕様書第3条に基づき報告します。引き続き、個人情報の取扱いに当たり、個人情報保護法等の関係法令、本特記仕様書及び各契約の仕様書で定めた個人情報の取扱いに関する事項を自ら遵守するとともに、作業責任者及び作業従事者にも遵守させることを誓約します。

記

契約件名	
作業責任者職氏名	
作業従事者	
作業場所	

- ※ 各記載項目で必要があれば、別紙を添付すること。
- ※ 業務責任者を定めた契約の場合は、当該業務責任者を作業責任者とすること。

令和 年 月 日

再委託承認申請書兼誓約書

西宮市長 様

所在地

商号又は名称

代表者又は受任者職氏名

印

個人情報を取り扱う業務を含む下記契約を履行するに当たり、業務の一部を他の事業者へ委託したいので個人情報の取扱いに関する特記仕様書第7条に基づき申請します。また、個人情報の取扱いに当たり、個人情報保護法等の関係法令、本特記仕様書及び各契約の仕様書で定めた個人情報の取扱いに関する事項を下記の再委託先にも遵守させることを誓約します。

記

契約件名	
再委託先 所在地 商号又は名称 代表者又は受任者職氏名	
再委託する理由	
再委託して処理する内容	
再委託先が取り扱う情報	
再委託者における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託者に対する管理及び監督の方法	

※ 各記載項目で必要があれば、別紙を添付すること。

第 号
令和 年 月 日

再委託することを承認します。

西宮市長 石井 登志郎 印

令和 年 月 日

個人情報 [消去・廃棄] 承諾申請書

西宮市長 様

所在地

商号又は名称

代表者又は受任者職氏名

印

個人情報を取り扱う業務を含む下記契約を履行するに当たり、下記のとおり業務で利用する個人情報を [消去・廃棄] したいので、個人情報の取扱いに関する特記仕様書第12条に基づき申請します。

記

契約件名	
消去又は廃棄すべき 個人情報の項目	
媒体名	
数量	
消去又は廃棄の方法	
処理予定日	

※ 各記載項目で必要があれば、別紙を添付すること。

第 号
令和 年 月 日

業務で利用する個人情報を [消去・廃棄] することを承諾します。

西宮市長 石井 登志郎 印

令和 年 月 日

個人情報 [消去・廃棄] 報告書

西宮市長 様

所在地

商号又は名称

代表者又は受任者職氏名

印

個人情報を取り扱う業務を含む下記契約を履行した際に利用した個人情報を [消去・廃棄] したので、個人情報の取扱いに関する特記仕様書第 12 条に基づき報告します。

記

契約件名	
消去又は廃棄した日時	
担当者名	
消去又は廃棄の内容	

※ 各記載項目で必要があれば、別紙を添付すること。